

議案(1件)

議案 1

小郡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新公共マネジメント推進課

令和5年6月9日に公布された改正番号法は、施行期日を公布から1年3月を超えない範囲で定めるように政令に委任されていたところ、令和6年4月12日の政令公布により、当該施行期日が令和6年5月27日と定められたことから、改正番号法の施行期日に合わせて、本市条例の対応する条文の整理をするため、条例の一部を改正するものです。